

沼津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
沼 津 市 長
沼 津 市 議 会 議 長
沼津市選挙管理委員会
沼津市代表監査委員
沼津市公平委員会
沼津市農業委員会
沼津市教育委員会

沼津市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づき、沼津市長、沼津市議会議長、沼津市選挙管理委員会、沼津市代表監査委員、沼津市公平委員会、沼津市農業委員会及び沼津市教育委員会が連名で策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、企画部人事課を担当課として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について、全庁的な推進体制を整備するものとする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条の規定に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(内閣府令第2条に基づき、状況把握を行った項目)

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）
- ③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

上記項目について分析を行った。その結果、当市における課題として、以下の3点が挿出された。

(課題)

1. 管理的地位にある職員に占める女性割合が低く、男女間の差異が大きい。
2. 男性の育児休業取得率が低い。
3. 時間外勤務手当の支給実績が増加傾向にあり、ワーク・ライフ・バランスの保持や業務効率化に影響を及ぼす。

上記課題分析を踏まえ、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(目標)

1. 平成32年度末までに、管理的地位にある職員（課長級以上）に占める女性割合を、平成27年度の実績（9.6%）より10.4%以上引き上げ、20.0%以上にする。
2. 平成32年度末までに、監督的地位にある職員（係長級以上）に占める女性割合を、平成27年度の実績（22.3%）より12.7%以上引き上げ、35.0%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

上記目標の達成を目指し、次のとおり女性職員の活躍推進のための取組の指針を定める。

(1) 目指す市役所像

“すべての職員の成長を支え、その個性と能力が存分に発揮され、
いきいきと活躍できる沼津市役所”

(2) 基本方針

上記の市役所像の実現に向け、次に掲げる2つの基本方針に基づき、取組を推進するものとする。

● 女性目線からの施策展開

女性職員の施策決定過程への参加機会や役割を拡大し、女性目線からの新たな発想や価値観を施策に反映する。

● いきいきと働くことができる職場づくり

家庭・個人生活を充実させながら、意欲的に仕事に取り組むことができる職場づくりを進める。

(3) 取組の基本項目及びその実施内容

上記基本方針に基づき、次に掲げる3つの基本項目によりすみやかに取組（内容の重複あり）を実施するものとする。

<働き方への意識改革>

◆長時間よりも短時間で成果を出すことを評価する。

- ・「時間外勤務ありき」の考え方から脱却し、短時間で成果を出し、定時で帰るよう意識改革を図る。
- ・所属長や同僚による声かけなどにより、互いに退庁を促し、退庁しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・一斉定時退庁日（毎週水曜日。ノー残業デー）の徹底を図る。
- ・それぞれがコスト意識とスピード感を持ち、業務の進め方や会議・打合せ、資料作成

等の方法が最善かどうか見直し、その改善に向けて取り組む。

- ・仕事と家庭・個人生活（育児、介護、地域活動、自己啓発活動等）のバランスのとれたライフスタイルを醸成するため、ゆう活（朝方勤務）や勤務時間の割振り変更、部分休業制度の利用を推奨するとともに、フレックスタイム制度の本格導入に向けて取り組む。
- ・適切なワーク・ライフ・バランスの推進や能力発揮のための効果的な取組について、適切に人事評価を行う。

◆固定観念にとらわれない柔軟な発想で仕事を進める。

- ・事業や業務を増やす前に、先を見据えてよい方法を検討し、スクラップを見出して「ムダ・ムリ」をなくすよう努める。
- ・仕事の効率的な手法等の情報を、掲示板や情報端末等を活用し、情報を共有する。

◆職場での男女間格差をなくす。

- ・研修等により男女共同参画への意識向上を図り、事務分担において、性別による固定観念や偏り、過剰な配慮をなくす。

◆管理職のマネジメント能力の向上を図る。

- ・管理職が部下のワーク・ライフ・バランスに配慮し、組織としても成果を上げるよう努めるとともに、自らが積極的にめりはりのある働き方を実践する。

<女性職員のキャリア形成の促進>

◆女性活躍のため役職者への登用を拡大する。

- ・能力や適性を適正に判断したうえで、女性職員の係長級への登用を進め、活躍に向けたすそ野を広げる。
- ・係長級で勤務する中で適正分野を見極めたうえで、女性職員の管理職への登用を進め、施策や方針の決定の場への参画を促す。

◆女性職員のキャリア形成と能力開発を促す。

- ・女性職員を多様なポストに積極的に配置し、その適性に応じたキャリア形成を促進する。

◆職員の適性に合った指導・育成を図る。

- ・女性職員のキャリア形成に向けた指導・育成を行うため、階層別研修を実施し、マネ

ジメント能力の向上を図る。

- ・本人の意欲や能力の向上のため、できる限り人事配置や業務分担への意向に配慮する。

◆育児休業等からの復帰を支援する。

- ・育児休業中の職員に対し、通信教育の補助を行い、円滑な職場復帰や自己啓発、能力向上のための取組みを支援する。
- ・女性職員が子育てや仕事全般について、相互に相談やサポートをし合える職場風土を醸成する。

<ワーク・ライフ・バランスの推進>

◆時間外勤務の縮減に取り組む。

- ・定時退庁への職員の意識付けと職場環境づくりに努める。
- ・事業や業務を増やす前に、先を見据え、よい方法を検討し、スクラップを見出して「ムダ・ムリ」をなくすように努める。
- ・仕事を段取りよく行える手法等を、掲示板や情報端末等を活用して情報を共有し合い、効率的に仕事ができる職場環境をつくる。

◆柔軟な働き方ができる職場環境をつくる。

- ・仕事と家庭・個人生活（育児、介護、地域活動、自己啓発活動等）のバランスのとれたライフスタイルを醸成するため、ゆう活（朝方勤務）や勤務時間の割振り変更、部分休業などの制度の利用を推奨するとともに、フレックスタイム制度の本格導入に向けて取り組む。
- ・日頃から職員同士が業務の内容を共有し、進捗状況を把握することで、子どもの急病など突発的に休暇を取得する場合でも、柔軟に対応し、快くサポートし合える組織風土をつくる。
- ・上司と部下、職員同士が立場による意識の隔たりをなくすようコミュニケーションの活性に努め、働きやすい職場環境を作る。

◆安心して育児休業等を取得できる環境を整備する。

- ・育児休業を取得する職員の代替として、臨時的任用職員の補充を適切に行う。
- ・毎月 19 日を「育児の日」として定め、定時に帰り育児が行えるよう、職員への呼び掛けを行う。
- ・研修等を通じ、所属長の育児と仕事の両立支援への認識を深める。
- ・所属において、育児休業中における各種情報の提供、面談等を行い、職員がスムーズ

に職場復帰できるようサポートする。

- ・育児休業中の職員に対し、通信教育の補助を行い、円滑な職場復帰や自己啓発、能力向上のための取組を支援する。

◆男性職員の育児休業等の取得を促進する。

- ・育児参加休暇の連続取得を推奨し、集中的に育児に専念する機会を確保する。
- ・育児休業や部分休業の取得を推奨し、育児休業や育児参加休暇の取得促進に向けて、管理職員を対象とした意識改革や職場マネジメントに関する研修を継続的に実施する。
- ・男性職員の育児休業の取得促進と女性職員の仕事への復帰意欲を高めるため、育児休業期間が昇格・昇任に不利益とならないよう取り扱う。
- ・職員互助会の給付事業や厚生事業の利用を促進し、職員とその家族の幸福と利便の向上を図る。

◆介護と仕事が両立しやすい制度の利用を促進する。

- ・介護と仕事が両立できるよう、介護休暇制度の利用を進める。

5. 次世代育成支援のための特定事業主行動計画の推進

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業などには、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるための環境整備に幅広く取り組むことが義務付けられた。

本市においても、市民に対する取組はもちろんのこと、職員を雇用する一つの事業主としての立場から本市で働く職員の子どもたちが健やかに育つことができるよう、組織を挙げて取り組むこととし、平成17年4月に「特定事業主行動計画」を策定し、以後5年ごとに更新し、「特定事業主行動計画」により一層職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう積極的に取組を推進している。

この計画には、職員の勤務環境に関し、妊娠中及び出産後における配慮、子どもの出生時における父親の休暇の取得促進、育児休業等を取得しやすい環境の整備等、時間外勤務の縮減、休暇取得の促進についての取組事項が設定されており、本計画とともにその確実な実施を図っていくものとする。

6. 第4次沼津市男女共同参画基本計画の推進

少子高齢化による人口減少社会の進展、非正規労働者の増加、家族構成の多様な

ど、近年の社会環境は大きな変化が見られるとともに、男女共同参画を取り巻く課題も多様化している。

本市の男女共同参画の推進については、「第4次沼津市男女共同参画基本計画」により、平成28年4月から「職場」、「教育」、「地域」、「家庭」においてそれぞれが鋭意取組を推進していくものとしている。

その重点取組として、セクハラ・DV等女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進、被害者への相談体制の充実と自立支援、市役所・教育の場における女性の積極的登用、職場におけるワーク・ライフ・バランス支援制度の普及・利用促進及び男性の働き方の改善が設定されており、本計画とともにその確実な実施を図っていくものとする。

7. 本計画の周知・公表及び実施状況の公表

本計画については、全職員に周知するとともに、ホームページへの掲載等により公表する。

また、毎年、本計画に基づく取組の実施状況について公表するものとする。